

火災支援一覧表

令和7年5月20日現在

支援項目		支援についての概要	問合せ先
1	毛布・緊急セットの支給	<p>【内 容】火災による被災者に対し、災害救援物資を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布(10月～5月) or タオルケット(6月～9月) 支給数：1人あたり2枚(全焼)、1枚(半焼) ・緊急セット(通年)：1世帯1個 <p>【手続き】火災時に現地で対応</p>	
2	災害見舞金の支給	<p>【内 容】火災により自己の居住する住居を全焼又は半焼した世帯主に対し、見舞金(全焼30,000円、半焼10,000円)を支給します。</p> <p>【手続き】火災時に聞き取りした連絡先へ福祉課より連絡します。</p>	福祉課 ☎44-0320 (日赤犬山市地区)
3	災害弔慰金の支給	<p>【内 容】火災により亡くなられた場合、遺族に対し、災害弔慰金10,000円を支給します。</p> <p>【手続き】火災時に聞き取りした連絡先へ福祉課より連絡します。</p>	
4	宿泊施設の提供	<p>【内 容】市内で住居が火災にあい、焼け出された人に対し、原則2泊3日を上限に宿泊施設(朝食含む)を提供します。</p> <p>【手続き】火災時に現地で対応</p>	
5	弔慰金の支給	<p>【内 容】火災により亡くなられた場合、遺族に対し、弔慰金10,000円を支給します。</p> <p>【手続き】火災時に聞き取りした連絡先へ福祉課より連絡します。</p>	福祉課 ☎44-0320 日赤愛知県支部 (日赤犬山市地区経由)
6	り災(火災)証明書の発行	<p>【内 容】火災及び消火により被害を受けた建物、収容物(家具、家電等)等の証明</p> <p>【費 用】無料</p> <p>【手続き】申請は世帯主か家族及びその代理人。申請時にマイナンバーカードや運転免許証等の本人確認ができる身分証明の提示が必要。</p>	犬山市消防本部 (予防課) ☎65-3123
7	火災廃棄物処理の支援	<p>【対 象】一般住宅の火災廃棄物 (焼け残った木質の梁・柱、畳や家具、衣類等の生活用品) ※店舗、事務所、貸家、農機具小屋、宗教施設等は対象外です。 ※鉄骨、コンクリート、不燃性内外壁、瓦等は対象外です。 ※解体工事に伴い発生した廃棄物は対象外です。</p> <p>【処理先】焼け残った木質の梁・柱、畳 …民間処分場に、市が運搬(運搬費・処分料は市が負担) 家具、衣類等の生活用品 …都市美化センターに、り災者が運搬(運搬費はり災者負担、処分料は減免)</p> <p>【手続き】り災証明書(コピー可)を持って環境課へ申請してください。</p>	環境課 ☎44-0344
8	国民健康保険税の減免	<p>【対 象】火災等により住屋が半焼以上及び家財の損害金額が2割以上生じた者で、前年中の所得が400万円以下の世帯 ※「住屋」…国民健康保険税の納税義務者又は被保険者が所有し、かつ、居住する建物 ※「家財」…国民健康保険税の納税義務者又は被保険者が所有するもので、日常生活に通常必要な家具等(貴金属、娯楽品等は除く)</p> <p>【減免額】所得と損害程度により納付額の全額～100分の12.5まで</p> <p>【手続き】り災証明書(コピー可)を持参のうえ、保険年金課(国民健康保険担当)へ申請してください。</p>	保険年金課 (国民健康保険) ☎44-0327
9	国民年金保険料の免除	<p>【対 象】火災により財産に2分の1以上の損害を受けたとき</p> <p>【免除額】全額～一部</p> <p>【手続き】り災証明書(コピー可)とマイナンバー、又は基礎年金番号のわかるものを持参のうえ、保険年金課(年金担当)へ申請してください。</p>	保険年金課 (医療・年金)
10	後期高齢者医療保険料の減免	<p>【対 象】火災により2割以上の被害を受けたとき</p> <p>【減免額】5割以上…全額、2割以上5割未満…半額</p> <p>【手続き】り災証明(コピー可)を持参のうえ、保険年金課(医療担当)へ申請してください。</p>	☎44-0328

支援項目		支援についての概要	問合せ先
11	固定資産税、都市計画税の減免	<p>【内 容】火災により被害を受けた家屋について、対象となる固定資産税及び都市計画税を損害を被った度合いに応じて減免 (100、80/100、60/100、40/100の4段階)</p> <p>【手続き】・災害発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日まで ・り災証明書(コピー可)を持参のうえ、税務課(資産税担当)へ申請してください。</p> <p>【注意事項】災害の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が生じた場合においてはこの災害の属する年度及びその翌年度)において被害を受けた固定資産に課する固定資産税のうち当該災害後に到来するすべての納期に係る納付額が対象</p>	税務課 (庶務・資産税) ☎44-0315
12	個人市民税の減免	<p>【対 象】死亡した者、障がい者となった者、自己の所有に係る財産について生じた損害金額がその価格の3割以上5割未満の者、自己の所有に係る財産について生じた損害金額がその価格の5割以上の者</p> <p>【減免額】上記の要件に応じて、納付額の100分の12.5～納付額の全部</p> <p>【手続き】・減免事由の発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日まで ・り災証明書(コピー可)を持参のうえ、税務課(市民税担当)へ申請してください。</p>	税務課 (市民税) ☎44-0314
13	介護保険料の減免	<p>【対 象】被保険者本人及び生計維持者の前年中の所得が400万円以下の世帯で、火災により半焼・半壊以上の被害を受けたとき</p> <p>【減免額】全焼・全壊…6ヶ月以内の保険料全額免除 半焼・半壊…6ヶ月以内の保険料半額免除</p> <p>【手続き】り災証明書(コピー可)を持参のうえ、高齢者支援課へ申請してください。</p>	高齢者支援課 (介護保険) ☎44-0326
14	介護保険利用者負担額の減免	<p>【対 象】被保険者本人及び生計維持者の前年中の所得が400万円以下の世帯で、火災により半焼・半壊以上の被害を受けたとき</p> <p>【減免額】全焼・全壊…6ヶ月以内の利用者負担額全額免除 半焼・半壊…6ヶ月以内の利用者負担額半額免除</p> <p>【手続き】り災証明書(コピー可)を持参のうえ、高齢者支援課へ申請してください。</p>	高齢者支援課 (介護保険) ☎44-0326
15	保育料の減免	<p>【対 象】自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額(保険金及び補償金により補てんされる額を除く。)がその住宅又は家財の価格の5割以上の者</p> <p>【減免額】申請した月から向こう1年間に係る保育料のうち、第3－1階層は全額、第3－2階層以上は1/2の額</p> <p>【手続き】り災証明書を持参のうえ、子ども未来課へ申請してください。</p>	子ども未来課 ☎44-0324
16	児童クラブ利用手数料の減免	<p>【対 象】自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額(保険金及び補償金により補てんされる額を除く。)がその住宅又は家財の価格の5割以上の者</p> <p>【減免額】申請した月から向こう1年間に係る児童クラブ利用手数料の額</p> <p>【手続き】り災証明書を持参のうえ、子育て支援課へ申請してください。</p>	子育て支援課 ☎44-0322
17	県営住宅への入居相談	<p>【内 容】県営住宅への一時入居</p> <p>【手続き】・り災証明書発行の一ヶ月以内 ・り災証明書、住民票を持参のうえ、県住宅管理事務所へ申請してください。</p>	都市計画課 ☎44-0331